

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 サイクルツーリズムを中心とした市内周遊観光キャンペーン実施業務
- イ 業務内容 別紙「業務説明資料」のとおり
- ウ 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- エ 契約上限金額 6,050千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式1	参加意向申出書
7	様式2	参加資格確認結果通知書
8	様式3-1	質問書
9	様式3-2	質疑応答書
10	様式4	企画提案書
11	様式5	企画提案書等の取扱いに関する回答書
12	様式6	結果通知書
13	別記1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼
14	市税の納付又は納入状況照会に関する同意書	
15	委任状	

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書提出期間	令和7年9月24日（水）から令和7年10月3日（金）午後3時
質問書受付期間	令和7年9月24日（水）から令和7年10月3日（金）午後3時
質問に対する回答送付日	令和7年10月10日（金）
企画提案書等提出期間	令和7年10月14日（火）から令和7年10月22日（水）午後4時
ヒアリング実施日	令和7年11月4日（火）※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和7年11月11日（火）
契約締結	特定結果通知書を送付した日より7日以内

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市産業部観光・シティプロモーション課（浜松市役所本庁舎4階）

電話 053-457-2295 FAX 050-3730-8899

メールアドレス kanko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市 告示第390号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類3001 広告・宣伝・イベント業務委託又は3099:その他の業務委託）の認定を受けている者であること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
また、同要綱第1条に規定する有資格業者以外の者にあつては、同要綱別表第1及び別表第2に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和7年10月3日（水）午後3時00分まで（必着）

イ 提出先 浜松市産業部観光・シティプロモーション課観光政策グループ 担当：鈴木雅俊

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし受付期間の最終日までに必着とする。）

エ 提出書類

（ア）参加意向申出書

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付場所 浜松市産業部観光・シティプロモーション課観光政策グループ 担当：鈴木雅俊

イ 日時 令和7年10月10日（金） 午前9時以降

ウ その他 メールにて通知。電話連絡等はしない。

※なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

イ 提出期限 令和7年10月15日（水）午後4時

ウ 提出先 浜松市産業部観光・シティプロモーション課観光政策グループ 担当：鈴木雅俊

エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。
質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前3日間（浜松市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。）浜松市役所（業務所管課）において
閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和7年10月3日（金）午後3時00分まで（必着）

イ 提出先 浜松市産業部観光・シティプロモーション課観光政策グループ 担当：鈴木雅俊

ウ 提出方法 持参、郵送、電子メール

エ 回答送付日及び方法 令和7年10月10日（金） 電子メールによる

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

(1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

ア 提案者の概要

（ア） 法人概要

（イ） 他団体からの受託した同種・類似事業の実績

（ウ） 浜松市からの業務受託実績 ほか

イ 業務遂行の体制

（ア） 組織図

（イ） 業務責任者

（ウ） 業務担当者

（エ） 参加者及び利用可能店舗のサポート体制

（カ） スケジュール（準備計画含む） ほか

ウ 具体的な業務内容

（ア） 事業内容について

- ・スタンプラリーの実施方法
- ・スタンプラリー達成者へのクーポン配布方法
- ・クーポンの運用方法
- ・スタンプラリー及びクーポン参画店舗の募集方法

（イ） その他

その他、本業務の目的を達成するため必要と思われるもの

(2) 企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案の内容については、「業務説明資料に基づき、事前調整も含めて受託者が主体となって具体的に実施できること」をお書きください。

- イ 提案の内容については、予算の範囲内で実施できることをお書きください。別途予算が必要なものを提案した場合、その提案は無効となる場合があります。
- ウ 概算業務価格（上限額）は 6,050 千円（税込）です。
- エ 提案は、受託者決定後、内容を調整させていただくことがあります。
- オ 提案書の様式は自由ですが、概ね A4 版 10 枚（20 頁）程度にまとめてください。
- カ 提案書は、(1) の項目を文書で簡潔に記述してください。また、文書を補完するためにイメージ図・イラスト等を使用することも可能です。

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 企画提案書

イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書

※第 2 章 5 (3) 及び別記 1 を参照のうえ提出すること。

ウ その他資料

・ 参考見積書（内訳書）

・ 会社概要及び関連業務実績（会社パンフレット可）

(2) 提出部数 ・ 企画提案書、参考見積書 8 部（正本 1 部、副本 7 部）

・ 企画提案書等の取扱いに関する回答書、会社概要及び関連業務実績 1 部

(3) 提出先 浜松市産業部観光・シティプロモーション課観光政策グループ 担当：鈴木雅俊

(4) 提出期限 令和 7 年 10 月 22 日（水）午後 4 時 00 分まで

(5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし受付期間の最終日までに必着とする）
※企画提案書、参考見積書についてはデータをメールでも提出すること

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は、簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
- (4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) 第 2 章 1 及び 2 に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第 1 章 3 に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情

報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1 者につき 1 案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第 3 章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 第 1 次審査（書面審査）

- (ア) 提出された企画提案書等について、書面審査を実施する。
- (イ) 第 1 次審査の結果、上位の 5 者に対し、イの第 2 次審査を行うものとする。
- (ウ) 第 1 次審査の結果及び第 2 次審査の案内については、令和 7 年 10 月 29 日（予定）までに書面にて通知する。

イ 第 2 次審査（ヒアリング）

- (ア) 実施日 令和 7 年 11 月 4 日（火）
詳細については対象者に別途連絡する。
- (イ) 第 2 次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) ヒアリングへの出席者は 4 人以内（うち 1 人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は 1 者あたり 30 分程度（説明 15 分、質疑 15 分程度）を予定している。なお、オンラインにて実施する場合もある。

ウ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行

うものとする。

(3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合

審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(4) 特定・非特定の通知

提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和7年11月11日（火）までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次の（1）、（2）に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

（1） 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者でなくなったとき

（2） 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第4章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

（1） 言語 日本語

（2） 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。